事業所名　：　居宅介護支援事業所　大師苑

１．理念・基本方針

運営理念	ご利用者が住み慣れた地域で、健康を保ちながら自律した生活ができることを基本に、自らの選択で必要なサービスが利用できるよう、公正中立な立場で支援するよう努めます。
運営方針	① ご利用者の状態・状況に応じて、ご利用者・ご家族の意向を尊重しながら、適切なサービスを多様な事業者から選択できるよう配慮します。 ② ご利用者の意思・人格を尊重し、公正中立な対応に努めます。 ③ 関係機関、市役所、包括支援センター、介護保険事業所、医療機関との連携に努めます。 ④ 同様に、地域との連携、交流に努め、災害時等でも協力、支援ができる体制の構築に努めます。

２．重点目標

重点目標	ご利用者が住み慣れた地域で生活するために、法人を中心とした地域資源の活用に努め、同時に地域住民との交流、良好な関係の構築に努めます。
年　度　目　標	
①	大師苑居宅の存在を、近隣、関係機関にアピールし、関係構築のスタートラインを確立します。
②	大師苑、竹梅小路を中心とした、旧西条地区法人の特性を十分理解した上で、支援体制のアピール、情報提供に努めます。
③	ご利用者、近隣、関係機関からの相談について、関係各所との連携をスピード感をもって行い、より迅速的確な提案、回答をすることで信頼感を得られるように努めます。
④	地域の特性、問題点を認識し、大師苑居宅として提案できる支援体制、支援方法を確立します。
中　長　期　目　標	
①	ご利用者、地域住民、市役所等から信頼され、気軽に相談を頂ける事業所になります。
②	地域住民との協力を前提とした、大規模災害や新型ウイルス対策を含む、防災訓練計画を作成します。

重点目標	利用定員数に縛られない、その時に支援を必要とするご利用者、住民への真摯な相談、提案を行い、利用者数の獲得と地域貢献に努めます。
年　度　目　標	
①	感染予防対策を万全に行ったうえで、電話、来訪いずれでも、柔軟・迅速な対応ができる体制を確立します。
②	介護支援専門員各自が、独自・協力しながら、レベルアップに努めます。特に、法令改定内容については、早期の段階で確実に自分の力とします。
中　長　期　目　標	
①	最低限、関係する全サービスの改定内容については、十分な理解をした上で、日々の業務、相談対応をします。

３．地域福祉活動計画・行事計画

地域福祉、行事計画については、人員数、新型コロナウイルス感染予防の影響による行事の中止や訪問の制限等を踏まえ、感染傾向の把握、地域の活動状況に応じて、柔軟に対応するものとします。

４．研修計画

重点目標	居宅介護支援事業所の専門職として、十分なスキルや対応を常時発揮できるよう、研修への参加を含む自己研鑽に努めます。
年　度　目　標	
①	事業所内での内部研修（居宅サービス会議）を、月１回継続して実施します。その際に、特養との連携、各利用者の状況を踏まえた相談、提案ができるようにします。
②	職員のスキル・保有資格に応じて、外部研修への積極的な参加を促します。知識向上と情報収集を行い、日々の業務へ反映させるように研修後の情報共有に努めます。
中　長　期　目　標	
①	介護支援専門員としてのスキルを向上させることで、ご利用者、ご家族に対して的確な居宅介護支援を提供します。
②	介護保険の専門職としてのスキルを、特に法人内の連携・業務の円滑化に活かせるよう、各施設・担当者との連携保持に努めます。

【研修計画】

月	項目	内容	参加者
毎 月 1回	居宅サービス会議	介護保険以外当の制度の把握、疾病等の医療関係情報の確認、居宅介護支援各業務についての確認等。業務に必要な事柄について、職員が持ち回りでテーマを設定し、勉強会を行うことでスキル向上を図ります。	全職員
年 4 回 程 度	西条市ケアマネ連絡会	西条市、連絡会役員がテーマを決定する、業務を円滑に遂行するための勉強会に参加することで、スキルの向上を図ります。	全職員
随時	外部研修	県から通知される法定内、法定外研修を始めとし、外部で開催される研修については、介護支援専門員各自が情報の収集と参加の検討を行い、日々の業務に支障が出ない範囲で、積極的に参加し、研修後の情報共有を行うものとする。	